

米軍再編に対する今後の方針

平成 19 年 11 月

岩国市

米軍再編に関する論点を明確にし、岩国市としての基本の方針を明らかにする。

<庁舎建設補助金>

平成 17 年 2 月に、3 年間で 49 億円程度の補助金交付で国と合意の上、建設に着手。2 年間にわたり合計 14 億円の補助金が交付済み。最終年度になり、米軍再編を容認しないという理由で 35 億円の補助金が突然カットされた。

替わりの財源として合併特例債を充当する予算案も 4 回にわたり市議会で否決されるなど、過去 1 年の間、岩国市はこの問題をめぐって大きく揺れている。

言うことを聞かないからといって、従来の合意を反古にし、それでなくとも厳しい岩国市の財政に大きな穴を開け市民を不安に陥れる。国民の負託を受けた国がこれほど国民、市民を苦しめていいのだろうか。地方自治の観点からしても許されるものではない。

改めて、国に対して予定通り補助金全額を交付するよう求める。それなくして、相互の信頼関係を回復することはできず、また、米軍再編に関する協議を円滑に進めることは困難である。

<論点>

1. 基本的事項

① 岩国移駐の必要性

厚木基地周辺住民の負担軽減が今回の移駐の目的とされている。厚木の負担が大きいことは認識し国全体で解決策を考える必要があるが、単純に岩国に持ってきても負担の転嫁に過ぎず問題の根本的解決にならない。

滑走路の沖合移設も理由として挙げられているが、この事業は、騒音の軽減や安全の確保を目的に行われているもので、米軍再編の受け皿とされることは、地元住民の期待を裏切るものであり、到底納得が得られない。

② 基地に対する基本的姿勢

「基地機能の今以上の強化は容認できない」というのが従来からの一貫した基本方針である。10 年前の KC-130 空中給油機 12 機の受け入れ決定、平成 14 年の

CH-53D 輸送ヘリ 8 機の配備などの際にも、この原則を大切にしてきた。基地のあり方を考える上では、国の安全保障と地域住民の安全・安心をいかにバランスさせるかがポイントとなり、両者を調整する方法としてこの原則を大切にし、市民や市議会の理解を得てきた。

今回の移駐案は、そうした経緯や趣旨を逸脱し、国と岩国市、市民の間の信頼関係を崩すものであり、今後の基地の変化に対する歯止めがなくなってしまう。

③ 民意の尊重

平成 18 年 3 月の住民投票や合併後の同年 4 月の市長選挙において、今回の移駐案については明確に「ノー」という「民意」が示されている。いずれも、米軍再編に対する市民の直接の意思表示であり、政治的には重いものであるが、依然として、この「民意」が十分に活かされていない。

2. 安全・安心

① 騒音

騒音予測コンターに基づき「周辺住民の生活環境が現状よりも著しく悪化することはない」という説明であるが、長い間基地の負担に苦しんできた周辺住民の不安を払拭するには至っていない。

厚木で行われている NLP の事前訓練（タッチ・アンド・ゴー）などの実態も必ずしも明らかになっていない。

また、コンターは厚木基地のシュミレーションであり、岩国への移駐が実施された場合に、騒音が予測通りになることが担保されていない。

② FCLP の恒常的訓練施設の場所

FCLP の恒常的訓練施設の建設場所は未だに明らかになっていないが、その行方は、岩国基地での運用や訓練のあり方に大きな影響を与えることになる。

③ 公有水面埋立法

空母艦載機部隊の岩国移駐は、沖合移設の目的を根本的に変えることになり、「公有水面埋立法」に違反する恐れがある。少なくとも、法に基づく環境影響評価を実施した上で、埋立承認の変更の手続きを行う必要がある。

<納得できない二つの理由>

① 負担の大きさに対する不安を払拭できず

NLP などの激しい訓練で有名な空母艦載機部隊 59 機をいきなり全部持ってきて、航空機数を一気に 2 倍にするというのは、いくら沖合移設があっても、あま

りにも唐突で乱暴である。将来に対して取り返しのつかない禍根を残すのではない。

② 国の手法に問題あり

岩国市の将来に重大な影響を与える恐れがあるにも拘らず、国の進め方は、あまりにも一方的で地元の理解を得るための適切な手続きがとられていない。まして、補助金カットに象徴されるアメとムチの手法では、不信感が高まるだけである。

こんな状況であきらめてしまったら、基地に関するルールも何もあったものではない。将来に対する歯止めがなくなるし、また、次の世代に対する責任も果たせない。

<条件提示>

次の事項につき真摯に協議を行い、お互いに納得のいく解決策が得られれば、一定の合意が可能となる。

1. 試験飛行について

これまでの説明では市民の不安を解消するに至らず。沖合移設完成後、試験的に空母艦載機部隊の訓練の一部を岩国に移転するなど、実際に飛行機を飛ばしてみること。

2. 公有水面埋立法の手続き

空母艦載機部隊の岩国移駐は、沖合移設の目的を根本的に変えることになり、「公有水面埋立法」に違反する恐れがある。少なくとも、騒音に関し法に基づく環境影響評価を実施した上で、埋立承認の変更の手続きを行うこと。

3. FCLP の恒常的施設

FCLP の恒常的施設の建設場所を確定した上で、岩国基地での訓練の内容を明らかにすること。

4. 日米地位協定の見直し

米軍人の犯罪等に対する日本側の捜査権が十分に確保されるよう「日米地位協定」の見直しを行うこと。

5. 海上自衛隊の残留

海上自衛隊のすべての部隊を岩国基地に残留させること。